

令和5年度（2023年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【D日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、仙台地判平成27年7月9日判例集未搭載の事案を素材として、事案を新たに設定し直した問題である。まず、本件事案のような事例において、90日間未満の運転免許効力停止処分について、事前の意見聴取手続が設けられてない点が、憲法31条の適正手続保障に違反するかについては、最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁（成田新法事件）の判断枠組みなどを参照して、当該手続の①目的、②刑事手続との関係、③強制の態様、④目的と手段の比例性等の考慮要素を総合的に判断して、事例に即した具体的な検討を示すことが求められる。

同判決は、法104条1項が意見聴取手続の実施を定めている運転免許取消処分や90日間以上の運転免許停止処分と比較すると、制限を受ける権利利益が軽微であることや、講習を終了することにより免許効力停止期間の短縮も予定されていることなどから、法104条1項の規定および同項に基づく処分のいずれもが憲法31条に反しないと判示したが、90日間以上の運転免許停止処分においては意見聴取手続が法定されていることの関係から、いかなる範囲で比例原則上も許容されうるかについて、適切に検討することが望ましい。

問題2

知る権利とは、個人が表現行為を行う前提として、他者による情報を受け取る権利が保障される必要があることを根拠として憲法21条1項から派生的に保障される権利である。知る権利の具体的内容については、国家によって個人の情報収集が妨害されないという自由権的権利（知る自由）と、国家が保有する情報の開示請求を求める請求権的権利（狭義の知る権利）に分類される。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。